**平成２９年（フ）第３４１号**
埼玉県蓮田市蓮田４丁目53番地　Ａｆｆａｂｌｅ蓮田Ⅰ一101号、旧住所埼玉県蓮田市蓮田３丁目103番地　マルベリーハイツＢ一102号
債務者　小松　良一
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第３４７号**
埼玉県川口市大字新堀1258番地　リバーサイド鈴木203号
債務者　山崎　眞一
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第３５０号**
埼玉県上尾市大字小敷谷２番地15
債務者　梅原　　毬
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第３６０号**
埼玉県鴻巣市新宿１丁目126番地　コーポスガヤ105号
債務者　福沢　友子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第４００号**
さいたま市北区宮原町４丁目16番地25　サンライズ201
債務者　関根　慶子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１８５号**
埼玉県春日部市備後西３丁目７番26号　グリーンハウス２番館102号
債務者　吉田　朋克
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第２４３号**
埼玉県越谷市登戸町38番５号　スペースＫ越谷202
債務者　坂本　龍太
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第２５４号**
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地2264番地39
債務者　小倉　一男
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第２６４号**
埼玉県吉川市大字平沼５番地５　レーベンハイム吉川弐番館302号
債務者　山村佐知子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第２６７号**
埼玉県吉川市吉川１丁目14番地11　第二グリーンハイツ201号、旧住所埼玉県川口市安行出羽５丁目５番１号　リリー坂下Ａ棟205号
債務者　幸田　真衣
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第２７４号**
埼玉県越谷市東越谷５丁目８番地６　晴美ハイツ103号
債務者　石橋　泰一
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第３０８号**
千葉市美浜区高浜４丁目10番６棟501号
債務者　藏原　直紀
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第３１９号**
千葉市中央区長洲１丁目14番１一411号
債務者　福島眞奈美
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第３３１号**
千葉県八千代市大和田新田655番地１
債務者　武藤　紀子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第３４２号**
千葉県船橋市習志野台８丁目33番20号　リバティ・定塚101号
債務者　加戸有莉乃（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第３４８号**
千葉県習志野市泉町２丁目３番１一409号
債務者　須賀　　誠
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第３５２号**
千葉市中央区都町1218番地１　ＰＡＲＫ　ＨＩＬＬＳ　ＭＩＹＡＫＯ　Ｃ一202号
債務者　持田　政往
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係